

浪江町規則第 24 号

浪江町景観条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法(平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。)及び浪江町景観条例(令和 7 年浪江町条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(景観計画の軽微な変更)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項及び法第 8 条第 3 項に定める良好な景観の形成に関する方針以外の変更

(2) 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項及び法第 8 条第 3 項に定める良好な景観の形成に関する方針の変更のうち、次に掲げるもの

ア 法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴う用語、条項等の変更

イ 景観計画に記載のある地域等の名称の変更に伴う変更

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観計画に定める重要な事項に影響を与えない事項で、町長が特に必要と認めるものの変更

(事前協議等)

第 4 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出又は法第 63 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、それぞれの届出又は申請の前に、あらかじめ事前協議書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について協議を行うものとする。

3 事前協議書を提出する期限は、行為の届出等をする 60 日前の日又は協議に係る事業計画の変更が可能な日のいずれか早い日とする。

4 町長は、前項に定める協議が終了したときは、それぞれの届出又は申請をした者に対し、その旨を事前協議内容通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

5 条例第 11 条の規定による適用除外行為に該当する場合であっても、必要に応じて良好な景観の形成に係る相談を受け付けるものとする。

(行為の届出等)

第 5 条 条例第 10 条の規定による届出は、当該届出に係る行為に着手する日の 30 日前までに浪江町景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第 3 号。以下「届出書」という。)を町長に提出して行うものとする。

2 前項に規定する届出書には、行為の種類に応じて別表に掲げる図書を添付しなければならない。

3 法第 16 条第 5 項の規定による通知は、浪江町景観計画区域内行為(変更)通知書(様式第 4 号)を町長に提出して行うものとする。この場合、添付する図書は前項に準ずるものとする。

(適合の通知)

第 6 条 町長は、条例第 10 条の届出があった場合において、当該届出に係る行為が浪江町景観計画に定める行為の制限(以下「景観形成基準」という。)に適合していると認めるときは、浪江町景観形成基準適合通知書(様式第 5 号)により、その旨を当該届出をした者に対して通知する。

(適用除外行為)

第 7 条 条例第 11 条第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は第 22 条第 3 項の許可を受けて行う行為

(2) 福島県自然環境保全条例(昭和 47 年福島県条例第 55 号)第 15 条第 4 項の許可を受けて行う行為

(3) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 43 条第 1 項、第 125 条第 1 項又は第 139 条第 1 項の許可を受けて行う行為及び同法第 43 条の 2 第 1 項又は第 127 条第 1 項の届出を行う行為

(4) 福島県文化財保護条例(昭和 45 年福島県条例第 43 号)第 9 条第 1 項、第 20 条又は第 21 条第 1 項の届出を行う行為及び同条例第 11 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可を受けて行う行為

(5) 浪江町文化財保護条例(昭和 51 年浪江町条例第 8 号)第 12 条及び第 35 条の届出を行う行為

(勧告)

第 8 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告は、勧告書(様式第 6 号)により行うものとする。

(公表)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項の規定による公表は、浪江町公告式条例の特例に関する条例(平成 23 年浪江町条例第 1 号)第 1 条に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(完了届)

第 10 条 条例第 15 条による届出は、浪江町景観計画区域内行為完了届出書(様式第 7 号)により行うものとする。

(変更命令等の手続)

第 11 条 法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令は、命令書(様式第 8 号)により行うものとする。

(身分証明書)

第 12 条 法第 17 条第 8 項に規定する立入検査又は立入調査をする職員の身分を示す証明書は、浪江町景観調査職員身分証明証(様式第 9 号)のとおりとする。

(景観重要建造物等の指定)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規定による同意は、浪江町景観重要建造物等指定同意書(様式第 10 号)により行うものとする。

2 町長は、条例第 16 条第 3 項の規定による指定の通知は、浪江町景観重要建造物等指定通知書(様式第 11 号)により行うものとする。

3 法第 21 条第 2 項及び法第 30 条第 2 項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物等の名称又は樹種

4 前項の標識の設置場所は、当該景観重要建造物等の所有者と協議して決定するものとする。

(景観重要建造物等の指定解除)

第 14 条 町長は、条例第 16 条第 3 項の規定による指定の解除の通知は、浪江町景観重要建造物等指定解除通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者等の変更)

第 15 条 条例第 17 条第 1 号に規定する届出は、浪江町景観重要建造物等所有者等変更届出書(様式第 13 号)を町長に提出して行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 号に規定する届出は、浪江町景観重要建造物等滅失(き損)届出書(様式第 14 号)を町長に提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可等)

第 16 条 法第 22 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に規定する許可の申請は、浪江町景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第 15 号)を町長に提出して行うものとする。

2 町長は、前項の申請を許可したときは、浪江町景観重要建造物等現状変更許可書(様式第 16 号)により申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の管理の方法の基準)

第 17 条 条例第 18 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号の規定による報告は、浪江町景観重要建造物等状況点検結果報告書(様式第 17 号)により行うものとする。

(景観まちづくり住民協定の認定の申請等)

第 18 条 条例第 20 条第 1 項の規定により景観まちづくり住民協定の認定を求めようとする者は、浪江町景観まちづくり住民協定認定申請書(様式第 18 号)に次に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 景観まちづくり住民協定書の写し
- (2) 景観まちづくり住民協定を締結した理由書
- (3) 景観まちづくり住民協定を締結した区域(以下「区域」という。)を示す図面
- (4) 区域内の土地及び建築物等の所有者及び使用する権原を有する者(以下「所有者等」という。)の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 町長は、条例第 20 条第 2 項の規定により景観まちづくり住民協定を認定したときは、浪江町景観まちづくり住民協定認定通知書(様式第 19 号)により、代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり住民協定の認定の要件)

第 19 条 条例第 20 条第 2 項の規定による規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 相当規模の一団の土地の区域であること。
- (2) 区域内の所有者等の 3 分の 2 以上の同意があること。
- (3) 区域内の土地の 3 分の 2 以上の面積の土地所有者の同意があること。

(景観まちづくり住民協定の変更等の届出)

第 20 条 条例第 20 条第 3 項の規定による変更又は廃止の届出は、浪江町景観まちづくり住民協定変更(廃止)届出書(様式第 20 号)により行うものとする。

2 前項の変更の届出は、次の図書を添付するものとする。

- (1) 変更後の景観まちづくり住民協定書の写し
- (2) 変更後の景観まちづくり住民協定区域を表示する図面
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(景観まちづくり住民協定の取消し)

第 21 条 町長は、条例第 20 条第 4 項の規定により景観まちづくり住民協定の認定を取り消すときは、浪江町景観まちづくり住民協定認定取消通知書(様式第 21 号)により通知するものとする。

(景観まちづくり住民団体の認定の申請)

第 22 条 条例第 21 条第 1 項の規定による申請は、浪江町景観まちづくり住民団体認定申請書(様式第 22 号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 構成員の住所及び氏名を記載した書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(景観まちづくり住民団体の認定)

第 23 条 条例第 21 条第 2 項に規定する要件は、次のとおりとする。

- (1) 本町の景観の形成に資する団体であると認められること。

- (2) 相当規模の一団の区域を対象としていること。
- (3) 団体の活動期間が5年以上であること。
- (4) 団体の活動区域内の土地所有者等の相当数の住民の合意による団体であること。
- (5) 一定の区域内の土地又は建築物等の利用を不当に制限する者でないこと。

2 町長は、条例第21条第2項の規定により認定をしたときは、浪江町景観まちづくり住民団体認定通知書(様式第23号)により当該団体の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり住民団体の変更の届出)

第24条 条例第21条第3項の規定による変更の届出は、浪江町景観まちづくり住民団体変更届出書(様式第24号)により行うものとする。

(景観まちづくり住民団体の取消し)

第25条 町長は、条例第21条第4項の規定により、景観まちづくり住民団体の認定を取り消したときは、浪江町景観まちづくり住民団体認定取消通知書(様式第25号)により当該団体の代表者に通知するものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、浪江町景観条例(令和7年浪江町条例第3号)の施行の日から施行する。

別表(第5条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	部数
建築物及び工作物の新築、増改築、修繕、移転若しくは外観の模様替又は色彩の変更	位置図	25,000分の1以上	1
	配置図	100分の1以上	1
	各面の立面図	100分の1以上	1
	外部仕上げ材見本		1
	現況カラー写真		1
建築物及び工作物の撤去	位置図		1
	現況カラー写真		1

屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	25,000 分の 1 以上	1
	計画平面図	500 分の 1 以上	1
	計画断面図	500 分の 1 以上	1
	現況カラー 写真		1
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取、 その他土地の形質の変更	位置図	25,000 分の 1 以上	1
	計画平面図	500 分の 1 以上	1
	計画断面図	500 分の 1 以上	1
	現況カラー 写真		1
水面の埋立て又は干拓	位置図	25,000 分の 1 以上	1
	計画平面図	500 分の 1 以上	1
	計画断面図	500 分の 1 以上	1
	現況カラー 写真		1

様式第 1 号(第 4 条関係)

事前協議書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

事前協議内容通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

浪江町景観計画区域内行為（変更）届出書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

浪江町景観計画区域内行為（変更）通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 6 条関係)

浪江町景観形成基準適合通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

勧告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

浪江町景観計画区域内行為完了届出書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

命令書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

浪江町景観調査職員身分証明証
[別紙参照]

様式第 10 号(第 13 条関係)

浪江町景観重要建造物等指定同意書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

浪江町景観重要建造物等指定通知書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 14 条関係)

浪江町景観重要建造物等指定解除通知書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 15 条関係)

浪江町景観重要建造物等所有者等変更届出書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 15 条関係)

浪江町景観重要建造物等滅失（き損）届出書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 16 条関係)

浪江町景観重要建造物等現状変更許可申請書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 16 条関係)

浪江町景観重要建造物等現状変更許可書

[別紙参照]

様式第 17 号(第 17 条関係)

浪江町景観重要建造物等状況点検結果報告書

[別紙参照]

様式第 18 号(第 18 条関係)

浪江町景観まちづくり住民協定認定申請書

[別紙参照]

様式第 19 号(第 18 条関係)

浪江町景観まちづくり住民協定認定通知書

[別紙参照]

様式第 20 号(第 20 条関係)

浪江町景観まちづくり住民協定変更（廃止）届出書

[別紙参照]

様式第 21 号(第 21 条関係)

浪江町景観まちづくり住民協定認定取消通知書
[別紙参照]

様式第 22 号(第 22 条関係)

浪江町景観まちづくり住民団体認定申請書
[別紙参照]

様式第 23 号(第 23 条関係)

浪江町景観まちづくり住民団体認定通知書
[別紙参照]

様式第 24 号(第 24 条関係)

浪江町景観まちづくり住民団体変更届出書
[別紙参照]

様式第 25 号(第 25 条関係)

浪江町景観まちづくり住民団体認定取消通知書
[別紙参照]